

平成23年（ワ）第21209号 損害賠償請求事件

原告

被告 渡邊光一郎

## 第1準備書面

2011（平成23）年11月1日

東京地方裁判所民事第8部甲合議係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 阪口 徳 雄

同 弁護士 金 啓 彦

同 弁護士 大 住 洋

外14名

頭書事件につき、原告は以下のとおり弁論を準備する。

## 第1 はじめに

原告は、本準備書面において、前回の期日に裁判所より求釈明のあった被告の責任原因に係る具体的主張を行うものである。

なお、被告の責任原因に係る具体的主張については、あくまで現時点でのものであり、原告が開示を求めている第一生命保有の社内文書が十分に開示された時点で、より詳細な主張を行う予定である。

## 第2 被告の責任原因にかかる具体的主張

### 1 責任原因事実

#### (1) 被告による特定議員への利益供与

被告が、第一生命の調査部門のトップとして、(2)で述べるような第一生命ないし生命保険業界（以下「第一生命等」という。）に対する国会議員からの便宜供与を受けるため、一部特定議員に対し、パーティ券購入、接待、選挙応援等（以下、総称して「パーティ券購入等」という。）、様々な形態で利益供与を行ってきたことは訴状2頁目「第2 被告の責任原因」以下で主張したとおりである。

ところで、これらに支出した金額については、被告が答弁書で主張するものがより実態に近いと考えられるので、原告は、被告が主張する下記金額を平成19年7月から平成23年3月までに被告がパーティ券購入等にあてた金額として援用し、訴状の請求原因欄記載の金額を下記のとおり訂正する。また、平成19年4月から平成20年3月の間に第一生命がパーティ券を購入した相手方等についても、答弁書別紙「訴状の別紙パーティ券購入一覧表に対する認否」の内容を援用する。なお、選挙応援期間中に被告が第一生命から得た報酬相当額の損害（145万円）については、訴状4頁17行目「イ. ①」における主張を維持する。

この関係で、請求の趣旨拡張予定である。

記

パーティ券購入	5 1 6 1 万 7 0 0 0 円 (答弁書 4 頁 4 行目)
接待費	4 4 8 万 5 9 1 3 円 (同頁 1 2 行目)
選挙応援費用	4 0 万 4 9 5 5 円 (同 6 頁 2 行目)
+) 選挙応援期間の報酬	1 4 5 万 0 0 0 0 円 (訂正なし)
合計	<u>5 7 9 5 万 7 8 6 8 円</u>

(2) 利益供与の趣旨

上記(1)に述べたパーティ券購入等は、訴状 5 頁「2 支出の違法性」で主張したとおり、第一生命等と一部特定国会議員との違法、不正な癒着関係を構築するためのものである。

より具体的に述べれば、パーティ券購入等を特定の国会議員に対して平素から継続的に行うことで、その見返りとして、国会議員が職務上得た第一生命等の利害に関わる情報(例えば、生命保険会社社長の参考人招致・乙第 1 号証 1 7 頁「ア 参考人招致に関する情報の入手」第 2 段落目、同 1 8 頁「(イ) 山本議員らとの面談」第 1 段落 3 文目、金融庁の処分・同 2 4 頁「ウ 山本議員との面談」等)の提供を公表前に受け、あるいは当該議員に、委員会等における審議において、第一生命等の立場を擁護する質問、討論、修正案の提出、表決等を行うよう依頼し、さらには他の議員をして上記行為を行わしめるよう依頼する(乙第 1 号証 1 8 頁「(イ) 山本議員らとの面談」以下。以下、このような行為を総称して「便宜供与」という。)など、国会議員の職務に関して、第一生命等に対する便宜供与を受けることを期待してのものである。

このことは、訴状5頁2行目以下でも述べたとおり、保険金不払問題に関し、生命保険会社社長の国会への参考人招致が決まった平成19年4月10日頃から、参考人招致が実施された後の平成20年3月頃までにおける第一生命と一部国会議員とのやりとりに顕著に表れている。以上の事実は訴状においても述べたが、被告から提出された乙第1号証により詳細な事実関係が記載されているため、再度、この間の事実関係を下記のとおり整理して主張することとする。

なお、下記時系列中、を付した国会議員は、いずれも、被告がいう「財務金融分野に造詣の深い国会議員や保険会社として関心を有している国会議員」として乙第2号証の分類表に記載されている議員である（石原伸晃、尾身幸次、金子一義は「主要議員」、小沢鋭仁、山本明彦は「友好議員候補」、江崎洋一郎は「ポスト議員」、宮下一郎、伊藤達也、越智隆雄は「若手議員」に分類されている。）。

## 記

平成19年（以下同じ）

4月10日頃 第一生命調査部が大手生命保険会社4社の社長に対する参考人招致に係る情報を入手（なお、この情報の入手経緯についても、協力議員からの入手と考えられるが、第一生命関係者はこの点につき曖昧な供述をしている・乙第1号証・欄外の注44。）。

4月10日 金子一義議員が中心となって、「金融問題検討会」が立ち上げられ、自民党国会議員の山本明彦、江崎洋一郎、宮下一郎、越智隆雄、山本朋宏の各議員が参加した。この場において、第一生命から参加した被告を含む役職員が、生命保険業界の立場について釈明を行う。

4月16日

被告を含む第一生命の役職員3名が山本明彦議員と面談。

この際、山本明彦議員から、生命保険会社社長等について、国会における参考人招致が行われる可能性があるとの情報の提供を受ける。

なお、この際、被告から山本明彦議員に対して、「『生保は約款・法令を越えて、保険金を払える可能性のあるものを見つけ出して、払って行こうとしている。それに、行政処分を行ってもよいのか。』といったことを議員からご発言いただけないものか。」との発言があった（乙第1号証18頁22行目「\*メモから落とした常務発言部分」）。

4月25日

第一生命調査部の小谷氏及び側氏が再度山本明彦議員を訪問し、生命保険業界と損害保険業界を同一の条件（参考人はそれぞれ協会長1名とし、質疑時間も同一とする）で参考人招致してほしい旨伝える。

また、この頃、小谷氏及び側氏は、宮下一郎、江崎洋一郎、小沢鋭仁の各議員から、本件参考人招致が決定される衆院財金委理事懇談会の開催日を聞いた。

4月27日

自民党の金融調査会・財務金融部会合同会議が開催。

ここで、生保・損保会社への参考人質疑の時間が議論されたが、いずれの案も生命保険会社のほうが損害保険会社よりも質問時間が長く設定されていた。

このことを山本明彦議員から聞いた第一生命調査部の小谷氏は、あらためて山本明彦議員に本件参考人招致における生保と損保の

参考人の数及び質問時間を同等にすることを希望する旨伝えた。

また、このころ、第一生命調査部の小谷氏及び側氏は、金子一義、石原伸晃の両議員に対しても、同様の希望を伝えた。

さらに、小谷氏は、尾身幸次議員にも架電し、山本明彦議員の説得を依頼した。

5月7日 第一生命調査部の小谷氏及び側氏が再度山本明彦議員を訪問し、参考人招致における質疑時間につき、損害保険業界と同じ条件にするよう重ねて要請したが山本明彦議員はこれを拒否。

そこで、小谷氏は、同日午後に金子一義議員を訪問し、山本明彦議員の説得を依頼した。

その結果、金子一義議員の説得により、山本明彦議員が、本件参考人質疑について、生保・損保の各協会長につき、各1時間の質疑とする旨の意向を示した。

同日、第一生命調査部の側氏が、江崎洋一郎議員に架電し、上記経緯を報告し、参考人招致にあたっての心構え等につき、指導を受けた。

5月8日 山本明彦議員が本件参考人招致について、生保・損保両協会長に対する各1時間の質疑とすることを提案。

5月10日 衆議員財務金融委員会理事懇談会で、衆議員財務金融委員会委員長の伊藤達也議員の判断により、本件参考人質疑の質疑時間につき、生保・損保の両協会長に対し、各1時間実施することが決定。

5月17日頃 第一生命調査部の小谷氏及び側氏は、本件参考人招致において

質問をする予定であった山本明彦、佐々木憲昭、鈴木克昌の各議員から、質問内容の事前通告を受けた。なお、鈴木克昌議員は質問内容の事前告知を当初は拒否していたが、小谷氏及び側氏の両名の要請を受けた小沢鋭仁議員が鈴木克昌議員に取り次いだ結果、質問内容の事前告知に応じたものである。

この後、小谷氏及び側氏は、金子一義議員を訪問し、上記経緯を報告するとともに、9月以降の各生命保険会社社長に対する参考人招致の見通しについての意見を聴取した。

なお、この際、金子一義議員から、「山本筆頭（山本明彦議員）にはずいぶん頑張ってもらった。くれぐれもよろしく頼む。」という発言があった。

5月18日 衆議員財務金融委員会において、本件参考人質疑が実施され、生保・損保両会長に対する各1時間の質疑が行われた。

なお、この際、山本明彦議員は、不払い発生率について「数字としては比較的少ない…。」、保険金支払い促進の取り組みについて「そこまでよくやられたな…。」等第一生命の立場を擁護する発言を行った。

5月21日 被告を含む第一生命の役職員が、参考人招致の「御礼訪問」として、上記各議員を含む議員に対する挨拶回りを行った。

以上につき、乙第1号証17頁10行目から同22頁6行目までを参照。

そして、乙2号証の分類表に記載されている議員のうち、鈴木克昌議員を除く全員が、第一生命からパーティ券の購入ないし懇親会

**の開催，あるいは選挙応援の利益を受けている**（乙第1号証40頁

「(ウ)本件各議員についてのパーティ券購入状況」,同45頁「(イ)本件各議員（及びその秘書）との懇親会の実施状況」,同別紙3）。

このことからすれば，上記各議員による，本件参考人招致における質疑時間の変更や，衆議員財務金融委員会における発言，さらにはそれらの前提となる国会議員としての地位に基づき知り得た情報の提供や，これらを行うよう他の議員に働きかけるなどの便宜供与行為が，被告による上記各議員に対するパーティ券購入等の利益供与の結果なされたものであることは明らかである。

被告は，平素から，このように，いざという時に第一生命等のために便宜供与を行ってもらいたいとの趣旨で，特定の議員に対し，前記の各利益供与を継続的に行い，相手方となる国会議員においても，そのことを十分認識して利益供与を受けていたものである（ちなみに，上記のような第一生命による政界工作の最中である平成19年4月23日，同5月11日，同6月5日にも，石原伸晃（20万円），尾身幸次（8万円），江崎洋一郎（10万円）のパーティ券を第一生命がそれぞれ購入している。）。また，このことは平成19年5月17日の面談において，金子議員から「山本筆頭（山本議員）には，ずいぶん頑張ってもらった。くれぐれもよろしく頼む。」との発言があったことから窺われる。すなわち，この発言は，参考人招致に関して便宜を図った山本議員に対し，第一生命又は生命保険業界でパーティ券の購入等の利益供与を行うよう依頼をしたものであり，このような発言があることからして，第一生命と特定の国会議員との間で，上記のような便宜供与を期待してパーティ券購入等の利益供与が行われるという癒着関係が構築されていたことは明らかである。



なお、被告は、答弁書の2頁19行目以下、5頁4行目以下等において、被告は国会議員のランク付けのようなものを作成したことがなく、乙第2号証の分類表は、「財務金融分野に造詣の深い国会議員や保険会社として関心を有している国会議員」を分類したに過ぎないものであるなどと主張するが、上記の実態からすれば、乙第2号証の分類表は、生命保険業界ないし第一生命に対して協力を期待できる議員を列挙し、それをランク付けしたものとししか考えられない（上記の時系列中の事実関係を見れば分かるとおり、「主要議員」とされている石原伸晃、尾身幸次や金子一義の働きぶりは特に大きなものである。）。

また、被告は、前記時系列中、5月18日付けの山本明彦議員の発言について、乙第4号証の新聞記事における山本議員自身の発言を根拠に、それが山本議員個人の政治的信念に基づくものに過ぎないなどと主張するが、疑惑の渦中にある当の本人の弁明を鵜呑みにしている点で説得力がない。むしろ、前記時系列に現れた事実経過からすれば、山本明彦議員の発言は、被告ないし、被告の要請を受けた金子一義議員や尾身幸次議員らの説得の賜物であることは疑う余地がない。

ところで、本件では、たまたま石原伸晃、尾身幸次、金子一義、小沢鋭仁、山本明彦、江崎洋一郎、宮下一郎、伊藤達也、越智隆雄の各議員が、第一生命の依頼によって第一生命に対して便宜供与行為を行った主体となっているものであるが、これはあくまで氷山の一角である。その他の議員についても、第一生命は、いざという時に第一生命に対する国会議員の地位に基づく便宜供与を期待する趣旨でパーティ券の購入等を行い、それを受け取る国会議員においても、そのことを十分認識した上で、その利益供与を受けたもので

ある。これは、パーティ券購入等の相手方の多くが、金融業界に関連する部会や委員会等での活動経験が長い議員や、生命保険業界に関連する主要な役職に就いた議員であることから理解できることである（乙第1号証32頁の注105を参照）。

## 2 法律構成

### (1) 法令違反

ア 第一生命の特定の国会議員へのパーティ券の購入や接待、選挙応援は社会的に相当でなく、民主主義の「公序」に違反する

(ア) 国会議員へのパーティ券の購入、接待、選挙応援は政治を歪め、民主主義の原則に反する

- ① 政党への企業献金とその政党の所属の国会議員の政策、活動への期待、要請、請託との対価関係は迂遠である。しかし企業がなす特定の国会議員へのパーティ券の購入、接待、選挙応援はその国会議員への期待、要請、請託とは密接である。何故なら、その特定の議員への企業の期待、要請、請託は明示であれば当然だが、黙示であっても「あうんの呼吸」で判るからである。国会議員がその企業からパーティ券の購入、接待、選挙応援を受けながら、その企業の「利益」の為に活動するのが政治家の常である。企業もそれを期待してパーティ券の購入、接待、選挙応援をするのである。

政治家個人の常として、政治活動が企業からのパーティ券の購入や接待、選挙応援によって左右されるとすれば、政治家個人の政治上の主義、施策、政治活動を選挙において訴え、選挙

における国民の選択によってその活動に信任を得るという選挙制度の意義を否定し、その根幹をも揺るがすことになりかねず、政治そのものへの批判にも結びつくこととなる危険性を有している。選挙以外の要素によって国会議員の政治活動が支配され、民主主義の根本原則に違反する。

- ② 特に、同一業界が業界団体を結成してパーティ券の購入や接待、選挙応援をするときは、その影響力は個々の企業をもはるかに超えると考えられるから、それが政治家個人に及ぼす影響力は個々の国民によるパーティ券を購入や接待、選挙応援に比してはるかに甚大である。

政治家個人の政治活動が業界団体からのパーティ券を購入や接待、選挙応援によって左右されるとすれば、政治家個人の政治上の主義、施策を選挙において訴え、選挙における国民の選択によってその活動に信任を得るという選挙制度の意義を否定し、その根幹をも揺るがすことになりかねず、政治そのものへの批判にも結びつくこととなる。

従って、業界団体によるパーティ券を購入や接待、選挙応援するのは国民の有する選挙権ないし参政権を実質的に侵害するおそれがあることは否定できない。のみならず、業界団体のパーティ券の購入や接待、選挙応援することが特定の政治家個人ないし政治団体にのみ集中するときは、当該政治家個人のみが資金力を増大させて政治活動を強化することができ、ひいては国の政策にも決定的な影響力を及ぼすこととなりそれは政治の腐敗を生み出す。

**(イ) 国会議員へのパーティ券の購入、接待、選挙応援は刑法の賄賂罪に該当するか仮に該当しなくても賄賂罪と紙一重である**

パーティ券を購入したり、接待したりする国会議員に、企業が期待、要請、請託する内容に関しての職務権限があれば、立派な賄賂罪になる。仮に職務権限がない国会議員に対して、職務権限のある国会議員への働きかけを行うならば、斡旋贈賄罪になる。自民党の役職者が自党のある金融部会において、その企業や業界の「期待、要請、請託」内容を決議や申合せをし、職務権限ある他の国会議員を、その決議や申合せに事実上拘束させるなら、限りなく賄賂に近いパーティ券を購入であり接待である。

選挙応援は金銭の支払いではないが刑法上の賄賂には無形の対価も含まれる点で同様である。

**(ウ) 第一生命の特定の国会議員へのパーティ券の購入や接待、選挙応援は社会的に相当でなく、民主主義の「公序」に違反する**

日本の企業は、以前から政権政党であった自民党の「特定」の国会議員に対して、企業献金、パーティ券の購入、接待攻勢、選挙応援を繰り返した。これらの「特定」の国会議員達はその見返りに企業、業界の為の政策、政治活動を行った。企業、業界と「族議員」との間にお互いに持ちつ持たれつの不透明な癒着の関係が政治を支配してきた。長い間、この不透明な関係が続いたことが国民の政治不信を招き、2009年の政権交代の要因になった。

第一生命や生保業界も当時政権政党であった自民党の議員のうち自民党の役職者か「財政・金融族議員」を中心にパーティ券の購入、接待攻勢、選挙応援を繰り返した。乙1号証にパーティ券を多額に購入している国会議員である、尾身幸次、石原伸晃、江崎洋一郎議員達は政府や自民党の役職者か、財政・金融担当の国会議員達であった。

もちろん野党の中でも財政・金融に詳しい国会議員などにもイザという時に「保険」の為にパーティ券を購入したり、接待したり、選挙応援なども行っていた。しかしその金額の総額は与党の議員への総額と比べ極端に少ない。

このような特定の国会議員への多額のパーティ券の購入や接待、選挙応援は社会的に相当でなく、民主主義の「公序」に違反するから取締役の義務に違反する。

## イ 贈賄罪

(ア) 上記1の事実関係によれば、被告による答弁書別紙「訴状の別紙パーティ券購入一覧表に対する認否」記載の各議員からのパーティ券購入を始めとするパーティ券購入等の利益供与は、国会議員の職務に関してなされたものであり、当該国会議員の各行為との間に対価関係があることが明らかであるから、被告によるこれらの利益供与は、刑法第198条、第197条1項の贈賄罪に該当する。

なお、被告は、選挙応援にかかる原告の主張を公職選挙法違反の点でのみ問題にするものと解釈し、被告の行為は、候補者を当選させる目的で行われているものではなく、また有権者に向けられたものでもないから、公職選挙法上の「選挙運動」に

あたらないと主張する（答弁書４頁１３行目以下，同１３頁５行目以下）。

しかしながら，第一生命のような大企業の取締役が，現地支社の支社長や副支社長等を伴って選挙事務所を訪問する行為は，それ自体として，有権者に対して，当該候補者の政治力をアピールする事実上の効果を有するものであり，候補者に対して，そのような事実上の利益を与えるものといえることができる。また，仮に，被告が主張するように，被告による選挙事務所の訪問が，有権者に知られずに内々で行われるに過ぎないものであったとしても，第一生命のような大企業の取締役が遠路はるばる選挙事務所を訪問したということは，それ自体で，候補者にとっては，大きな精神的満足を与えるものである。そして，このような事実上の利益等も賄賂たりうるので（条解刑法・第２版〔弘文堂〕５２３頁），原告は，このような選挙応援も含めて，違法な利益供与として，贈賄罪の成立を主張するものである。

(イ) これに対して，被告は，答弁書１０頁１５行目以下において，①最高裁昭和６３年４月１１日決定・刑集４２巻４号４１９頁を引用し，贈賄罪の成立には，公務員の具体的な職務行為との対価関係が必要であり，一般的，抽象的に献金者の利益に適う政治活動を期待するに過ぎない場合には，贈賄罪は成立しないと主張し，また②山本議員が行った行為は，いずれも第一生命にとって利益にならないから，第一生命に対する便宜供与になり得ない，などとして，贈賄罪は成立しないと主張する。

しかしながら，①において被告が引用する判例は，衆議院議

員に対し、「法案が廃案になるよう、あるいは、税率の軽減、課税実施時期の延期等により被告人らハイヤータクシー業者に有利に修正されるよう、同法案の審議，表決に当たって自らその旨の意思を表明するとともに，衆議院大蔵委員会委員を含む他の議員に対して説得勧誘することを依頼したこと」をもって、国会議員の具体的な職務行為と判断している。このことからすれば、衆議員財務金融委員会委員に対して、第一生命等が利害関係を有する情報の提供を依頼し、あるいは国会における審議等の場において、第一生命等に有利な発言や提案を行ない、また上記のような行為をなすよう他の議員を説得勧誘等する行為が贈賄罪の成立要件としての具体的な職務行為に該当することは明らかである。

(ウ) また、②については、そもそも、贈賄罪の成立要件としては、賄賂の供与が「職務に関し」なされたことをもって足りるのであり、その結果、贈賄者側の利益になる職務行為が行われることを要するものではない（条解刑法・第2版〔弘文堂〕518頁）。本件では、被告から、参考人質疑にあたり、招致される生命保険会社側の参考人を1名とし、質疑の時間を1時間に短縮するよう提案してほしい旨執拗に依頼がなされ、現にその依頼通りの結果となって、御礼訪問まで行っているのであり、結果としてそれが第一生命の利益にならなかったからといって、贈賄罪の成立が否定されるものではない。そもそも、本件参考人質疑において、被告が質問時間等を損害保険業界と同等にするよう求めたのは、生命保険業界全体のイメージを慮ったことであり、その意味で被告の目的は達せられている。

さらに、被告は、山本議員の発言は単に個人的な感想を述べたに止まるとか、山本議員は生命保険会社に対して厳しい発言もしているなどと主張する。

しかしながら、衆議院議員であり、当時衆議員財務金融委員会の筆頭理事の地位にあった山本明彦議員が、生命保険会社の取り組みに関して生命保険会社に好意的な意見を述べることは、単に個人的な感想を述べたに過ぎないなどとして済まされる問題ではない（なお、町議会議員が町議会の協議会において意見を述べることを職務行為にあたと判示した最決昭和35年3月2日刑集14巻3号224頁も参照）。

また、山本議員の発言は、客観的に見て、生命保険業界を擁護するものであることは他言を要しない（乙第1号証21頁19行目、同39頁29行目においても、「山本議員の発言が比較的第一生命に好意的な発言」とされている。）。

(エ) さらに、職務行為と賄賂との対価関係についても、賄賂は職務行為に関するものであれば足り、個々の職務行為と対価関係を有することは必要ない（最決昭和33年9月30日刑集12巻13号3180頁。この事案は、市交通局資材課長、用度課長であった被告人が、業者から資材・物品の購入等につき、便宜な取り計らいを得たいとの趣旨で6回にわたり饗応を受けたというものであり、判決は被告人の行為につき、収賄罪の成立を認めている。）。

(オ) 以上からすれば、被告の主張には理由がなく、本件における被告の行為は刑法上の贈賄罪に該当することが明らかである。



## ウ 政治資金規正法違反

### (ア) パーティ券の購入の違法性

- ① 政治資金パーティ券については、政治資金規正法は寄付と区別している。寄付は対価と無関係に行う金銭の支出であるのに対し、政治資金パーティ券は飲食費、会場費等の「対価」があるので区別しているのである。しかし、国会議員の政治資金パーティ券の実際の経費は費用の1割から3割にしか過ぎない。政治資金規正法上の寄付とは、債務の履行としてなされる以外のものは全て寄付となる。したがって、対価関係にあるものでも対価相当分を超えて金銭等の供与又は交付がある場合には、その超える部分は寄付となるものと解される。例えば、政治資金パーティのパーティ券の購入代は、通常はパーティ出席のための対価と考えられるが、その代金が社会通念上の価額を超えるものである場合、当該超える部分は寄付として取り扱われることになる（『政治資金規正法逐条解説』第二次改訂版選挙部政治資金課編集平成14年8月発行3版の57頁参照）。したがって、仮に2万円の場合、そのうち1万4千円から1万8千円が寄付に該当する。まして企業のパーティ券は5枚から10枚を購入する。誰も参加しないか参加したとしても1名か2名である。そうすると、このような参加しないパーティ件の購入分は対価性がないので、全て政治資金規正法上寄付になる。
- ② 企業の政治団体への寄付は、政党以外に対し禁止されている（政治資金規正法21条1項）。しかるに、第一生命の国会議員等に対するパーティ券の購入のうち、大半は企業の政党以外の政治団体に対する寄付であり、法21条1項違反である。

## (イ) 接待の違法性

国会議員との懇談会などにおける飲食費の負担は政治資金規正法 26 条 1 号に違反する。国会議員と何らかの情報の入手の為に懇親会を行う場合であっても、本来、その飲食費を払うべきはその国会議員個人であり、その懇親会の費用の負担は政治資金規正法上の寄付に該当する。

政治資金規正法上の寄付とは、社会通念上実質的に寄付と認められるものは同法の「寄付」に該当する。これを貰う側の立場の「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、債務の免除、金銭、物品の無償貸与、労務の無償提供等およそこれを受ける者にとって財産的価値のある一切のものを言う。従って事務所の無償提供を受ける場合も事務所の利用料相当分が財産上の利益として生じていることになる。（前記『政治資金規正法逐条解説』55 頁から 56 頁参照）。そうすると、国会議員への接待費の支払いは国会議員への「寄付」に該当する。

更に政治資金規正法第は次の通り規定している。

第 21 条の 2 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

2(略)

第 26 条 次の各号の一に該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、1 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

1. [第 21 条の 2](#) 第 1 項、・・・の規定に違反して寄附をした者

2. (略)

3. 第 22 条の 2 の規定に違反して寄附を受けた者

問題は、第一生命が特定の国会議員との間で同人の有する情報の入手や生保に関する意見交換などをして懇親会を行ったとすれば、それは国会議員の政治活動に関する活動において飲食費を負担したことになる。そうすればその接待費の支出は政治資金規正法 21 条の 2 の寄付に該当し、同法 26 条 1 号に違反する支出である。なお税法上接待費のうち一定の金額が交際費として損金算入が認められているが、そのことと、政治資金規正法上の寄付とは別概念である。

## (2) 定款違反

ア 被告らが引用する著名な最高裁昭和 45 年 6 月 24 日大法廷判決・民集 24 卷 6 号 625 頁（八幡製鉄事件最高裁判決）は、ある行為が定款記載の目的の範囲内の行為か否かという問題について、「……目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含される」として、政党に対する政治献金について、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとした。

しかしながら、この判決が会社による政党に対する政治献金を定款所定の目的の範囲内であるとした根拠は、政党が議会制民主主義を支える不可欠の要素であり、その健全な発展に貢献することは、災害救援金の寄付等と同じように、会社が社会から期待ないし要請される社会的作用であるということにあり、会社による政治献金を何の限定も付さずに定款の目的の範囲内の行為と判断したもので

はない。

イ 他方，本件は，生命保険会社が，特定の政治家個人に対して，生命保険会社に対する便宜供与を期待して，組織的・継続的に政治献金に準じるパーティ券購入等を繰り返したというものであり，このような行為がおよそ会社に期待される社会的作用とは言えない。

そもそも，会社による政治家個人に対する政治献金は政治資金規正法上禁止されているところ（政治資金規正法第21条1項），パーティ券の購入や接待が，国会議員への出損という意味で政治献金と同じであるなどとして自ら述べておきながら（答弁書16頁20行目），法律上禁じられている国会議員個人に対する政治献金に準じるパーティ券の購入等を脱法的に行う被告の行為が八幡製鉄事件最高裁判決のいうところの「社会が会社に対して期待し，要請する活動」として，定款記載の目的の範囲内の行為と評価されるものでないことは明らかである。

ウ この点，被告は，答弁書の14頁16行目以下において，最高裁昭和45年6月24日大法院判決・民集24巻6号625頁（八幡製鉄事件最高裁判決）や，大阪地裁平成13年7月18日判決・金融商事判例1145号36頁（日本生命事件判決）等を引用し，本件における被告による特定政治家からのパーティ券購入等が第一生命の目的遂行のために間接的に有益な行為として有効になしうるなどと主張するが，被告引用の判例は，全て政党ないし政治資金規正法上の政治団体に対する寄付の事案であり，個々の議員に対する寄付の事案ではない。

政党ないし政治団体への寄付と国会議員個人への寄付とでは，寄

付を受けた議員に対する会社の影響力の直接性等の点において全く意味合いが異なることは明らかであり、被告引用の判例は、本件とは事案を異にし、被告の行為が定款記載の目的の範囲内の行為とされることの根拠とはならないというべきである。

エ 従って、この点に関する被告の主張にも理由がなく、被告の行為は第一生命の定款に違反するものというべきである。

### (3) 善管注意義務違反

#### ア 本件に経営判断原則の適用はないこと

ここまで主張してきたように、被告による協力議員からのパーティ券購入等は、法令や定款に違反する違法なものである。仮にそれら法令や定款に違反しないとしても、パーティ券購入等は脱法的な手段で不当に国会からの批判や監督官庁からの処分を回避する目的をもって行われたものであり、およそ社会的に正当化できるようなものではない。

善管注意義務違反の判断基準となる経営判断の原則は、取締役の正当なビジネスジャッジメントに対して後付けの評価をすることで取締役を委縮させないための理論であり、本件のように不当な目的で行う政界工作の事案に適用されるものではない。

前掲八幡製鉄事件判決においても、「もし取締役が、その職務上の地位を利用し、自己または第三者の利益のために、政治資金を寄付した場合には、いうまでもなく忠実義務に反する」として、取締役の主観的意図によっては経営判断の原則の適用がなく、直ちに忠実義務違反の責任が生じることを認めている。

従って、本件は不当な目的で、会社資金を支出している点で経営

判断原則の適用される余地はない。そして、被告は、取締役として、不当な目的で、会社資金を支出しないよう注意する義務を負っているものであり、かかる義務に反して、会社資金を無駄に支出し、た場合には、取締役が会社に対して負う善管注意義務、忠実義務に違反するものとして、取締役は会社が被った損害を賠償する責任がある。

## イ 経営判断の原則によっても善管注意義務に反すること

上記のとおり、本件には、経営判断の原則が適用される余地はない。ただし、仮に、経営判断の原則が適用されとしても、本件における被告の各行為は、以下のとおり、取締役としての善管注意義務に違反するものである。

### (ア) 判断の前提となる事実認識の不注意な誤り

被告は、答弁書の17頁3行目以下において、第一生命においては、パーティ券購入等を行うにあたって、予算や1人当たりの金額に上限を設けるなど、内規に従って十分な検討がなされており、被告自身も各行為の状況について報告等によって把握していたから、被告の事実認識に不注意な誤りはないなどと主張する。

しかしながら、第一生命におけるパーティ券購入等に係る社内での審査は、いずれ、協力議員からのパーティ券購入等を行う前提で、その金額や相手方が適切であるかを審査するもの過ぎず、そもそもこのようなパーティ券の購入等がその目的に照らして適法・適切なのかという点に関する検討が欠落している。

被告は、乙第1号証の意見書や法律事務所による調査を依頼しているものの、これらは、いずれも公益通報や原告からの訴え提起請求通知を受けて行ったものであり（乙第1号証9頁4行目以

下，同10頁4行目以下），第一生命において，上記の点についての調査・検討が，本件提訴請求がなされるまで殆どされてこなかったことを示しているというべきである。

従って，本件のような，会社による特定政治家に対する継続的・組織的な利益供与が目的に照らし，許されるのかという点に関する検討が全くなされていないという点で，被告はパーティ券購入等の適法性・適切性について十分な検討なく支出を行ったというべきである。

#### (イ) 判断の不合理性

##### a 各行為の目的及び意義について

被告は，パーティ券の購入等が，民主政治の発展のため，社会の構成員たる企業が担うべき社会貢献の一環として実施されているなどと主張する（答弁書17頁23行目以下）。しかし，国会による健全な批判作用を歪めることを目的として，自社ないし自社が属する業界に便宜供与をすることが期待できる特定政治家に対して，直接利益供与を行うことは，およそ民主政治の発展に寄与する社会貢献活動などと呼べるものではない。

従って，本件で問題となっているパーティ券購入等には積極的な社会的意義など皆無であり，目的に照らして違法・不当と評価される外ないものである。

##### b 各行為の相手方及び程度について

被告は，八幡製鉄事件判決や，日本生命事件判決を引用し，それらと比較して，本件における出損の程度が低額であるから，本件各行為は相当なものであると主張する（答弁書18頁15

行目以下)。

しかしながら、上記判例の事案は、寄付の相手方が政党であった事案であり、本件のように、直接政治家個人からパーティ券の購入等を行うケースに妥当するものではない。

前掲八幡製鉄事件判決においても、政治献金の相当性について判断するにあたっては、寄付の相手方についても考慮すべきとされており、単に、寄付をする会社側の資産状況のみで、献金額の相当性が判断されるものでない。

本件では、複数年にわたり、特定の政治家から、継続的・組織的にパーティ券の購入等が行われており、多いもので1人年間100万円近くの金額に上る。このような利益供与を行った代わりに、第一生命が協力議員に対して便宜供与を求めていたことは、第2の1(2)のとおりである。

このように、生命保険業界に大きな影響力を有する多数の議員に対して、便宜供与を求め、議員もその要求に応じていた(乙第2号証、答弁書別紙「パーティ券購入一覧表に対する認否」を参照)ことからすれば、被告によるパーティ券購入等が、法的にも社会的にも許容される限度を著しく逸脱したものであり、違法・不当であるといわざるを得ない。

#### (ウ) まとめ

このように、特定政治家に対する継続的・組織的な利益供与が目的に照らして違法・不当と評価される可能性がある以上、取締役には、特定政治家のパーティ券購入等の目的を把握し、不当な目的があった場合にはパーティ券購入等を控えるよう指示するなどして、違法・不当な目的に会社財産が支出されないよう適切な措置を講じ



る義務があったというべきである。本件で被告は、上記のような特定政治家との不適切な癒着関係を構築するという違法・不当な目的があることを認識していたにも関わらず、パーティ券購入等を控えるよう指示するどころか、積極的にパーティ券購入等を進めていたのであるから、上記義務に違反するものとして、パーティ券購入等により第一生命に生じた損害を賠償する責任を負う。

#### (4) 選挙応援についての補足

なお、選挙応援について被告は、それが単なる表敬訪問に過ぎず、候補者本人にも面会せずに、受付で名刺を渡すだけの場合もあり、有権者に対して何らの影響もない行為であったなどと主張する（答弁書13頁20行目以下）。

被告による選挙応援が原告の主張するようなものであったとは考えられないことは、本準備書面において既に述べたところである。そして、仮に、被告による選挙事務所の訪問が原告の主張するようなものであったとしても、全く無駄な全国行脚を行ったものとして、会社に対する善管注意義務、忠実義務違反となるというべきである。

### 第3 結語

以上のとおり、被告による本件パーティ券購入等は、法令違反（贈賄罪）、定款違反、あるいは善管注意義務違反の違法があり、被告は、会社に対し、違法に支出したこれら5795万7868円を賠償する責任があるというべきである。

以上